

(別添3)

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

平成26年2月1日現在で56歳に達している海将補である海上自衛官であって、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の海将補の（一）欄の適用を受ける者（注1参照）

3 募集人数

1名

4 募集の期間（約1か月間）

平成26年2月3日（月）0900から

平成26年2月28日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成26年3月17日（月）から4月25日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、通送又は持参により提出する。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合（注2）のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」付紙第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111（内線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年4月25日（金）までに定年に達する職員
- ④ 平成26年2月3日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年2月3日（月）から平成26年2月28日（金）（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合